

前橋市監査委員公表第24号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年3月3日

前橋市監査委員 関 哲 哉
同 長 岡 敏 夫

福祉部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和6年11月25日～令和7年1月16日

措置通知書提出日 令和7年2月12日

| 監 査 結 果 (指摘・要望事項) | 指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等 |
|---|---|
| <p>【監査対象所属：社会福祉課】</p> <p>1 雇用管理事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 勤務時間の計算誤りについて 会計年度任用職員の賃金の支給において、勤務時間の計算誤りにより、実際に勤務した時間数より多く賃金を計算し支給しているものがあつた。 誤って支給した賃金は戻入させるとともに、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：長寿包括ケア課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 見積合わせについて 地域包括支援センター事業業務において、公募型プロポーザル方式により業者選定をしているが、契約の優先交渉事業者を決定後、随意契約による見積合わせを行わないまま契約を締結していた。 プロポーザル方式による随意契約事務処理マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：障害福祉課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について 在宅障害者社会適応訓練事業委託業務の契約において、見積合わせを行うまでの期間、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。 契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 財産管理事務について（要望事項）</p> <p>(1) 敷地の管理について 地域活動支援センターおおごの指定管理者が管理する敷地内の樹木において、落枝</p> | <p>会計年度任用職員の勤務時間の計算誤りについては、事務担当職員の見誤りによるものであつたため、担当者と担当係長のダブルチェックを徹底することとし、適正な審査を行うよう改善した。 誤って支給した賃金については、すでに戻入処理を行い、事務を完了させた。</p> <p>見積合わせについては、プロポーザル方式による随意契約事務処理マニュアルにのっとり事務処理が行えるよう、所属の事務マニュアルを見直した。また、通知文等を作成しておくことにより、次回の契約から確実に改善できる対応を行った。</p> <p>予定価格の秘密保持については、契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルを係全体で再確認するとともに、決裁責任者による決裁・封入後、課長による封入・保管確認を徹底するよう改善した。</p> <p>当該施設の敷地内の樹木において、地域活動支援センター指定管理者管理業務仕様書にの</p> |

| 監 査 結 果 (指摘・要望事項) | 指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等 |
|--|-----------------------------------|
| <p>が多数あり、枯れ枝のほか幹が腐朽している可能性があった。</p> <p>地域活動支援センター指定管理者管理業務仕様書にのっとり、敷地内の樹木について適正な管理を検討されたい。</p> | <p>のっとり、指定管理者に適正な管理を行うよう指導した。</p> |